

教科書から見た著作権教育の 中高・高大連携の課題と提案

名古屋文理大学

情報メディア学部

情報メディア学科

小島 美柚

青木 陸馬

世良 清



本研究の背景

- ▶ コロナ禍で始まった大学や高校のオンライン授業は、その実施状況は断続的ではあるが、数年間の試行錯誤を経て、現下においては実用的な段階になりつつある。



本研究の目的

- ▶ オンライン授業の際に情報技術の活用だけではなく、コンテンツの充実や、それに伴う著作権処理も、重要な要素であるが、学習を提供する授業者、あるいは学習者である生徒・学生は、著作権に対してどのような知識や理解があるのでしょうか。
- ▶ 本報告は、中学校の技術・家庭科技術分野、高等学校情報科（共通・専門）の文部科学省検定済教科書から学習する事項を把握する。



先行研究

▶ 世良清

「高等学校での知財教育の現状と課題」 『日本知財学会誌』 (Vol.4 No.3) 日本知財学会, 2008

▶ 吉田拓也

「高等学校「情報Ⅰ」および中学校「技術科」の教科書における知的財産分野の現状について」
日本情報科教育学会第15回全国大会, 2022



学習指導要領での知財の扱い

- ▶ 中学校学習指導要領（平成29年告示）の技術・家庭科技術分野では、その解説で「情報のデジタル化の方法と情報の量、著作権を含めた知的財産権、（中略）が重要であることについても扱うこと」とされている。
- ▶ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）では、その解説で「著作権制度に関わる法律については、生徒自身に調べさせる学習活動を取り入れるなどして、（中略）法の目的を理解させる」とある。



教科書調査

- ▶ そこで、私たちは、学習指導要領における著作権や知的財産に関する記述を概観したうえで、教科書に占める知財の記述量を中心とした状況調査を実施しました。
- ▶ 名古屋市鶴舞中央図書館で2022年6月に教科書発行法に基づいて行われた教科書展示会に出向いて行った。



中学校技術・家庭科技術分野

2東書	技術701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
6教図	技術702	New 技術・家庭 技術分野 明日を創造する
6教図	技術703	New 技術・家庭 技術分野 明日を創造する技術ハンドブック
9開隆堂	技術704	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて



高校情報 I

2東書	情 I 701	新編情報 I
2東書	情 I 702	情報 I Step Forward!
7実教	情 I 703	高校情報 I Python
7実教	情 I 704	高校情報 I Java Script
7実教	情 I 705	最新情報 I
7実教	情 I 706	図説情報 I
9開隆堂	情 I 707	実践 情報 I



高校情報 I

104数研	情 I 708	高等学校 情報 I
104数研	情 I 709	情報 I Next
116日文	情 I 710	情報 I
116日文	情 I 711	情報 I 図解と実習 - 図解編
116日文	情 I 712	情報 I 図解と実習 - 実習編
183第一	情 I 713	高等学校 情報 I



高校情報Ⅱ

2東書	情Ⅱ701	情報Ⅱ
7実教	情Ⅱ702	情報Ⅱ
116日文	情Ⅱ703	情報Ⅱ



調査項目 中学校技術分野

- ▶ 情報
- ▶ 著作権・知的財産



調査項目 高等学校情報Ⅰ・情報Ⅱ

- ▶ 情報セキュリティ・情報モラル・
個人情報
- ▶ 著作権・知的財産



調査結果 中学校技術分野

	最大	最小	平均
情報	84ページ	62ページ	76ページ
著作権・知的財産	12ページ	6ページ	8ページ



調査結果 高等学校情報 I

	最大	最小	平均
情報セキュリティ ・ 情報モラル ・ 個人情報	14ページ	2ページ	7.1ページ
著作権・知的財産	6ページ	2ページ	4.7ページ



調査結果 高等学校情報Ⅱ

- ▶ 「情報セキュリティ・情報モラル・個人情報」については最大4ページ、最小2ページ、平均3ページであったが、「著作権・知的財産」についてはまったが記載がないもの2種、1ページのみが1種あった。



考察及び中間まとめ

- ▶ 教科書により差異がある。
- ▶ 中学校と高等学校の教科書には重複が多い。
- ▶ 今後は、高校での学習の内容がどのくらい定着しているかを明らかにすることが必要である。



大学1年生向けの状況調査

▶ 調査内容

内閣府が2004年、2006年、2008年、2012年、2014年に行った「知的財産に関する世論調査」に準拠した。

▶ 調査日

2022年6月16日、17日

▶ 回答方法

WEBフォームを利用した多肢選択式。

▶ 回答率

当日の出席者93名中83名（89.2%）が回答をした。

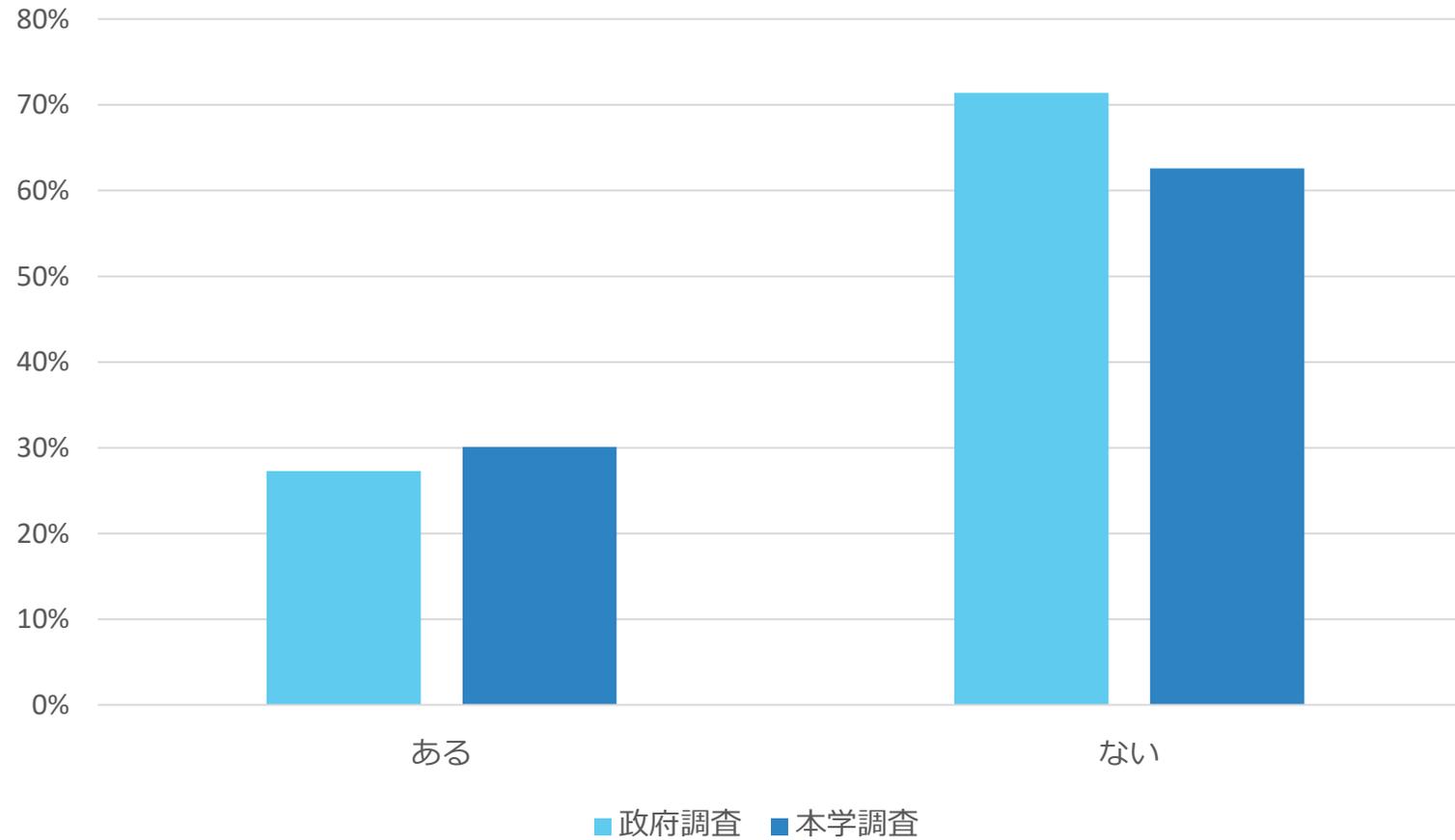


質問内容

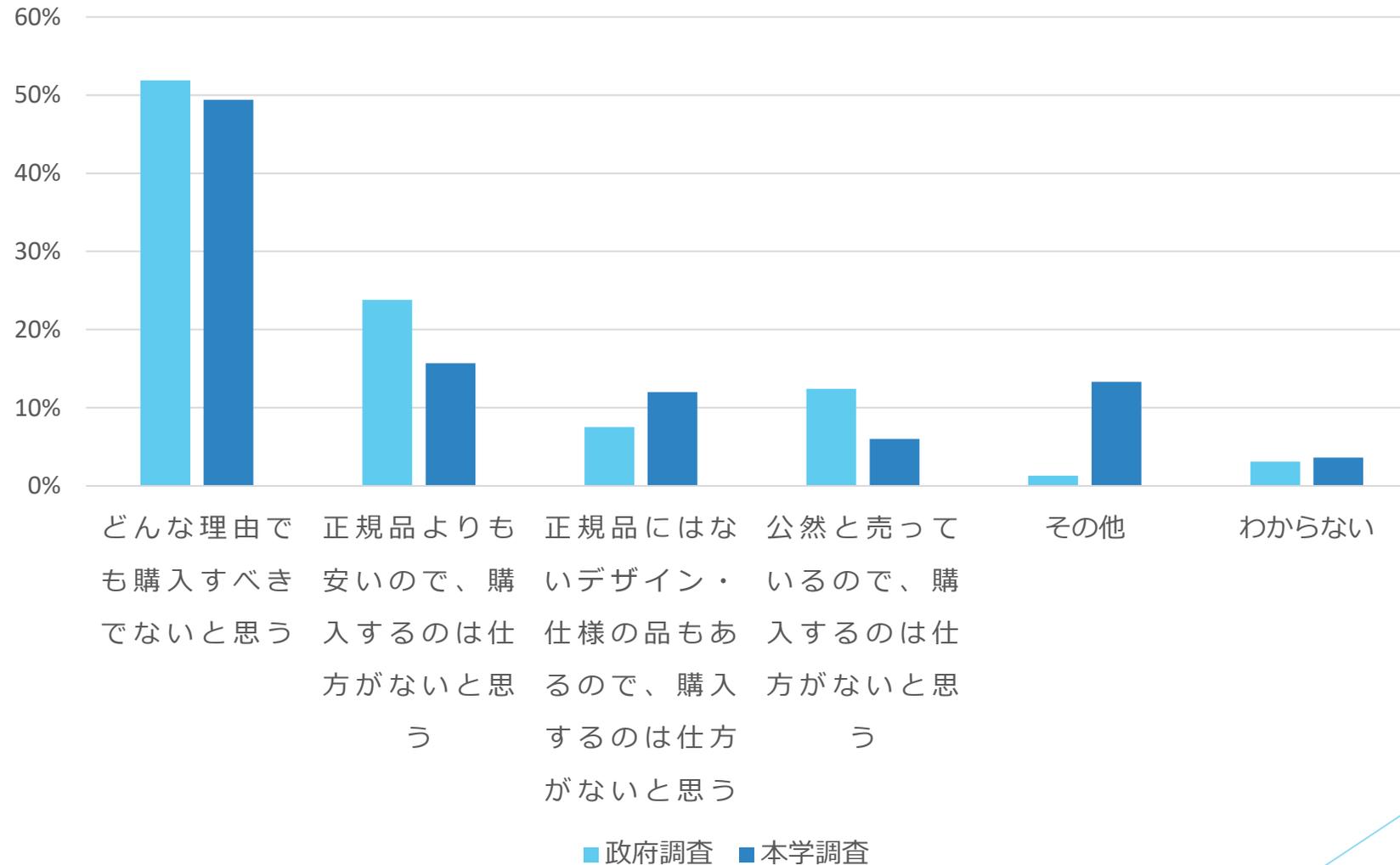
1. 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか
2. 「ニセモノ」購入についての認識
3. 国の啓発活動の認知度
4. インターネットの利用状況
5. 「なりすましサイト」を知っているか
6. 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか
7. 有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることを知っていたか
8. ニセモノの被害をなくすためには、どのような取り組みが必要だと思うか



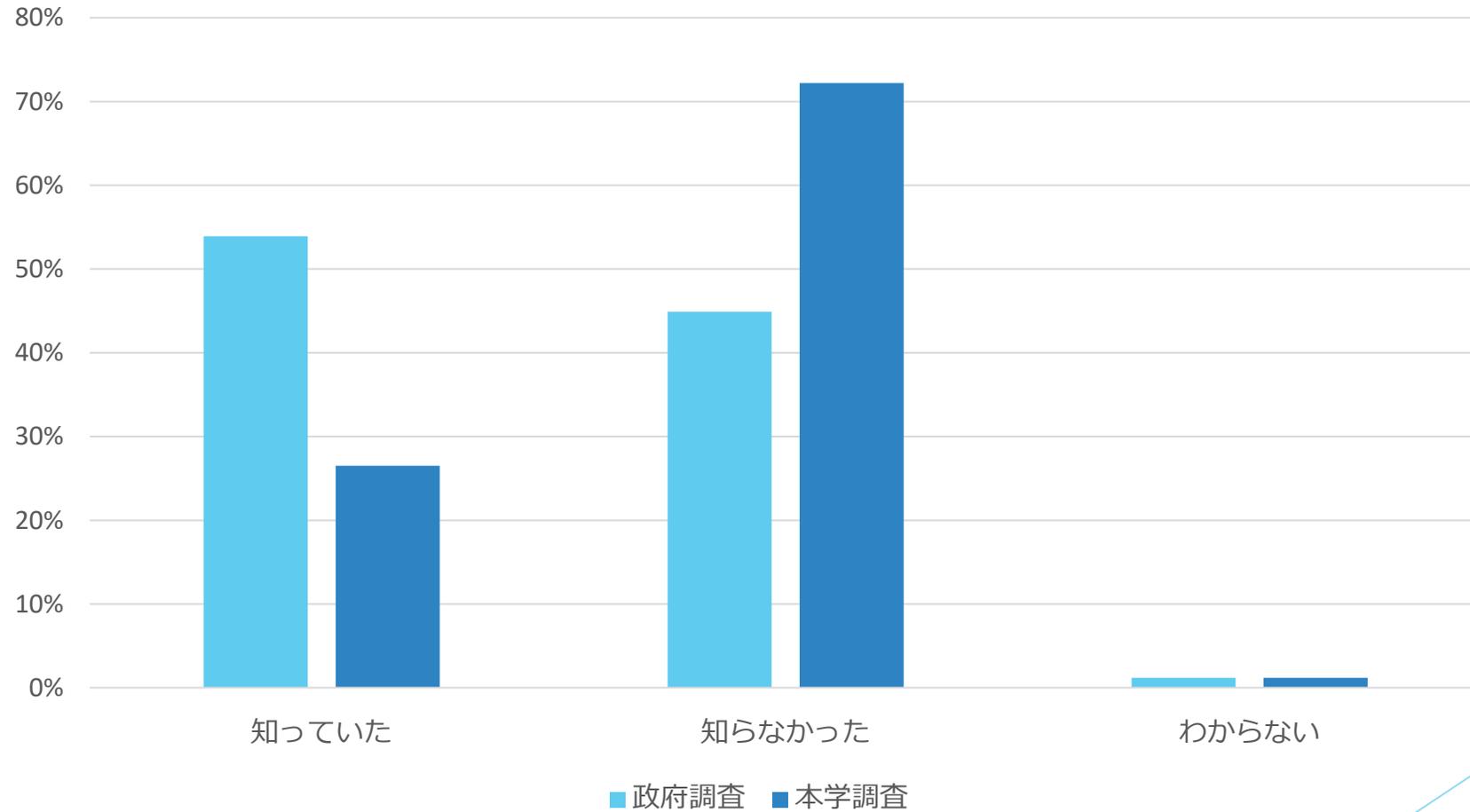
「ニセモノ」購入の見聞き



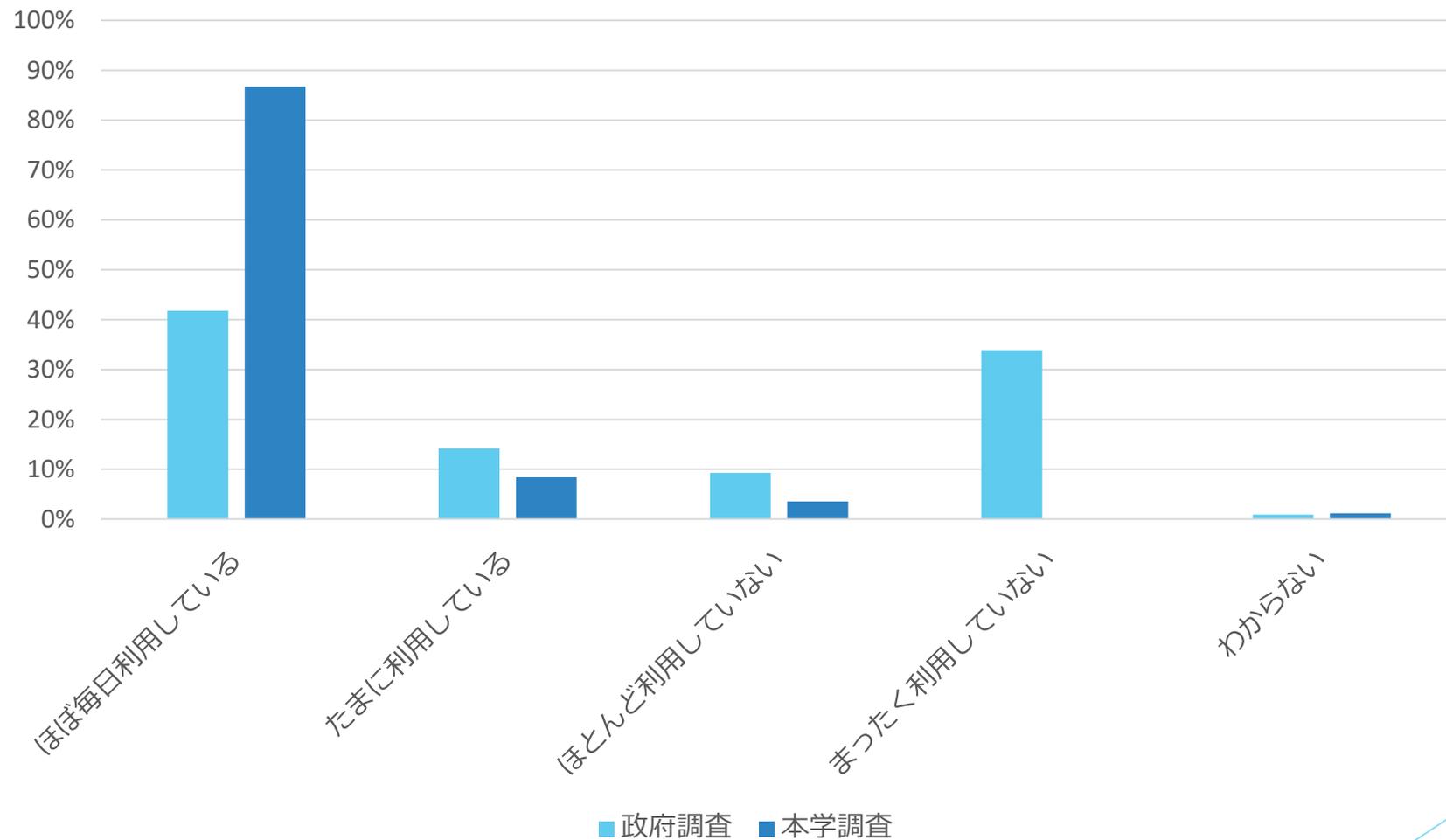
「ニセモノ」購入についての認識



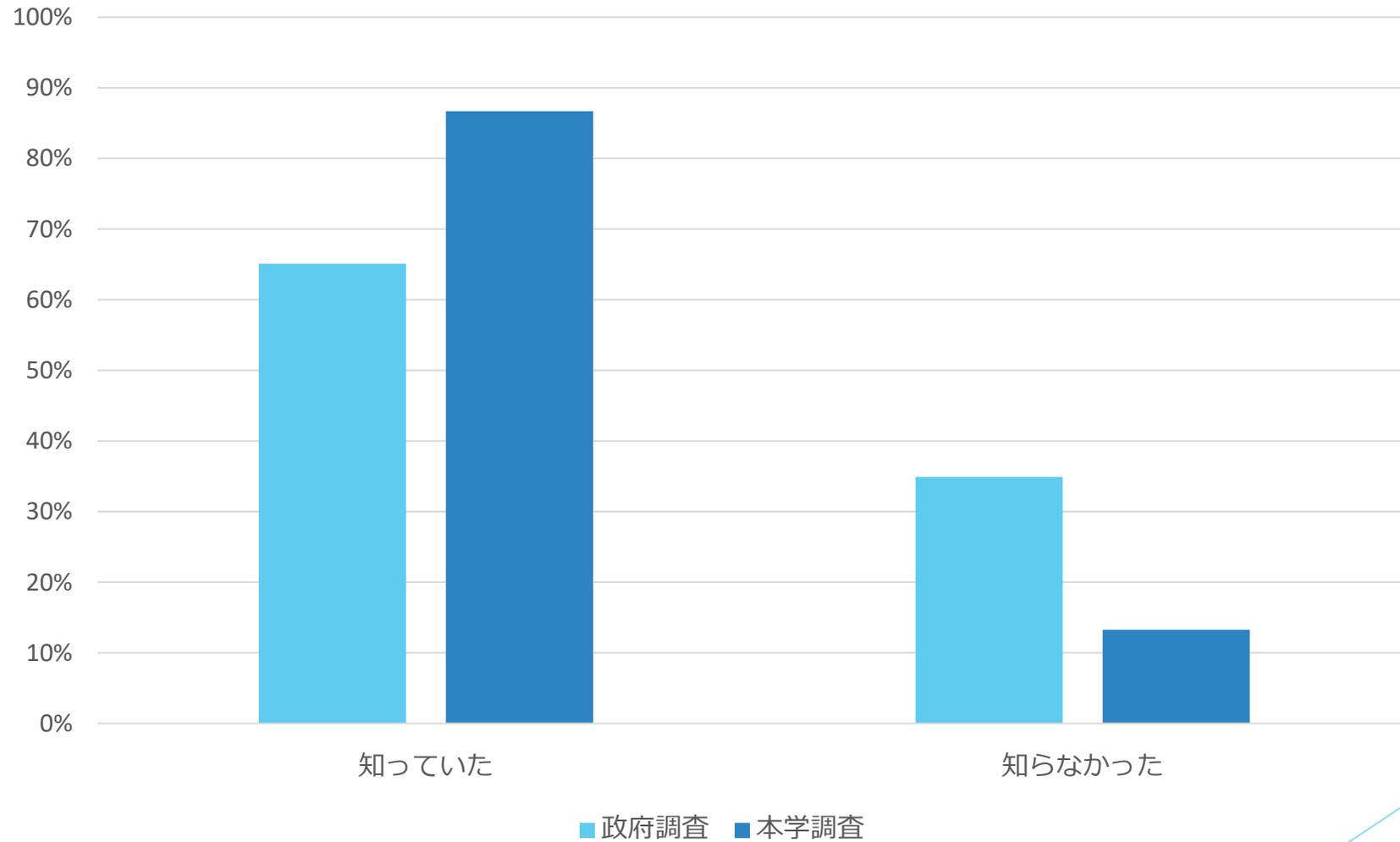
国の啓発活動の認知度



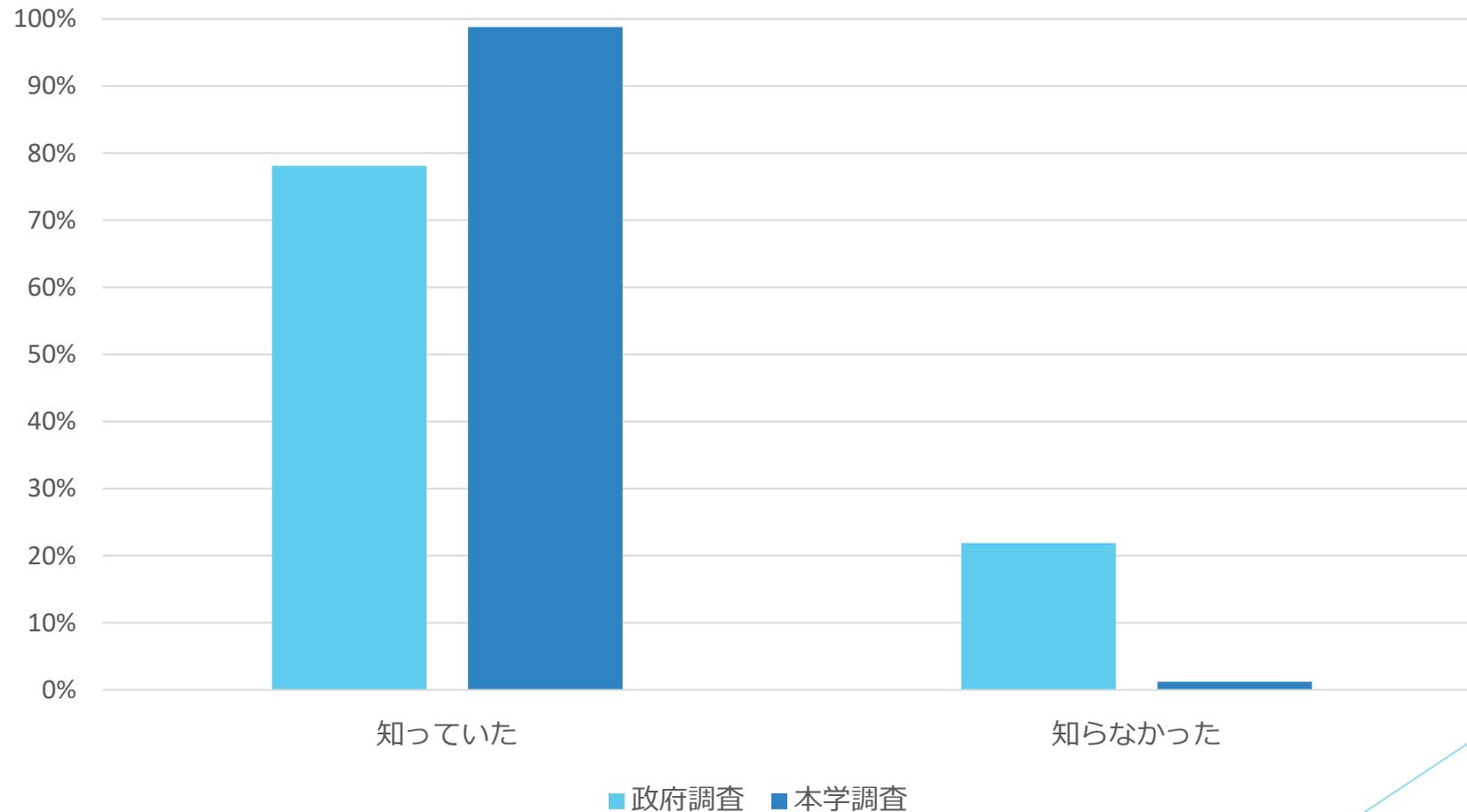
インターネットの利用状況



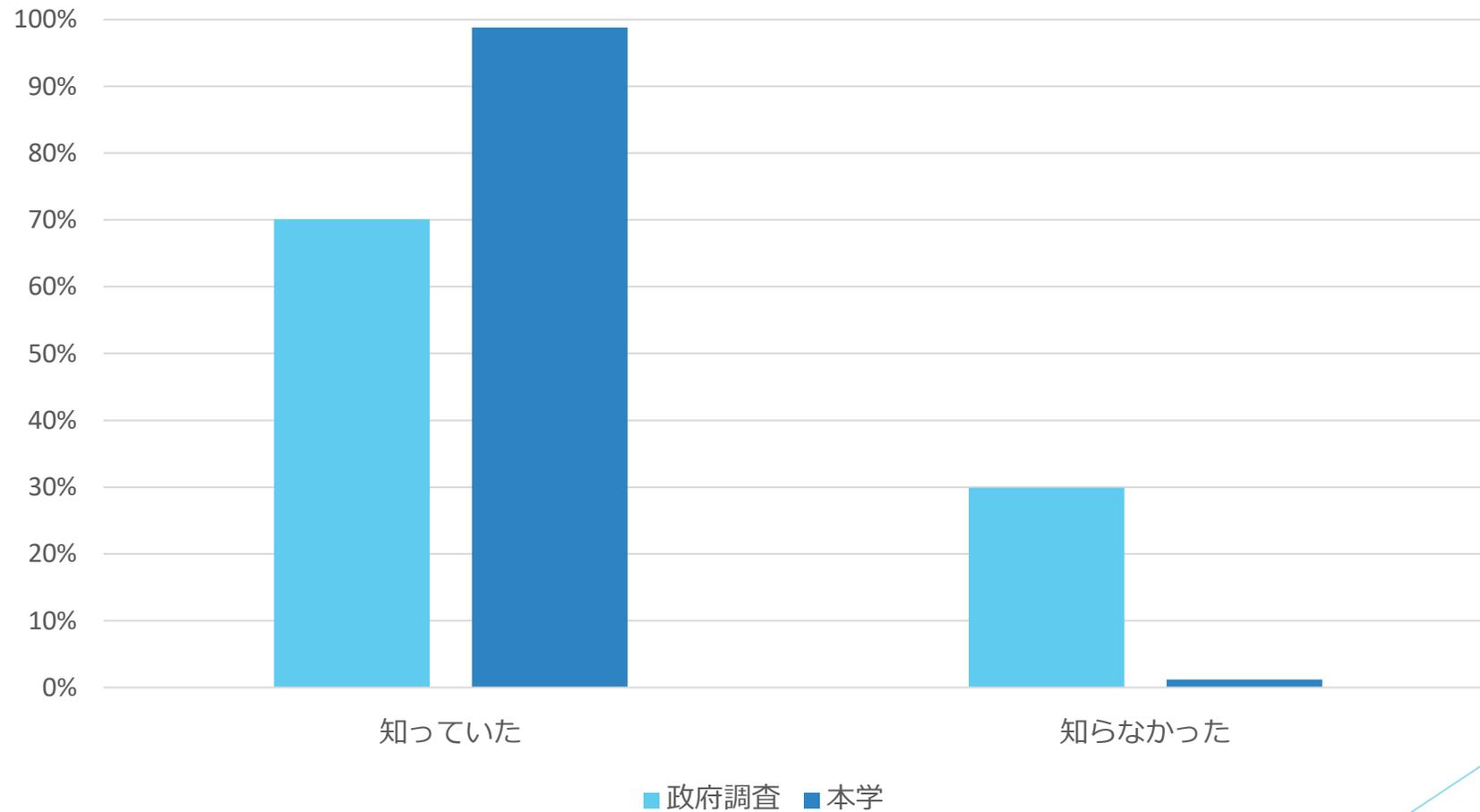
なりすましサイトの認知度



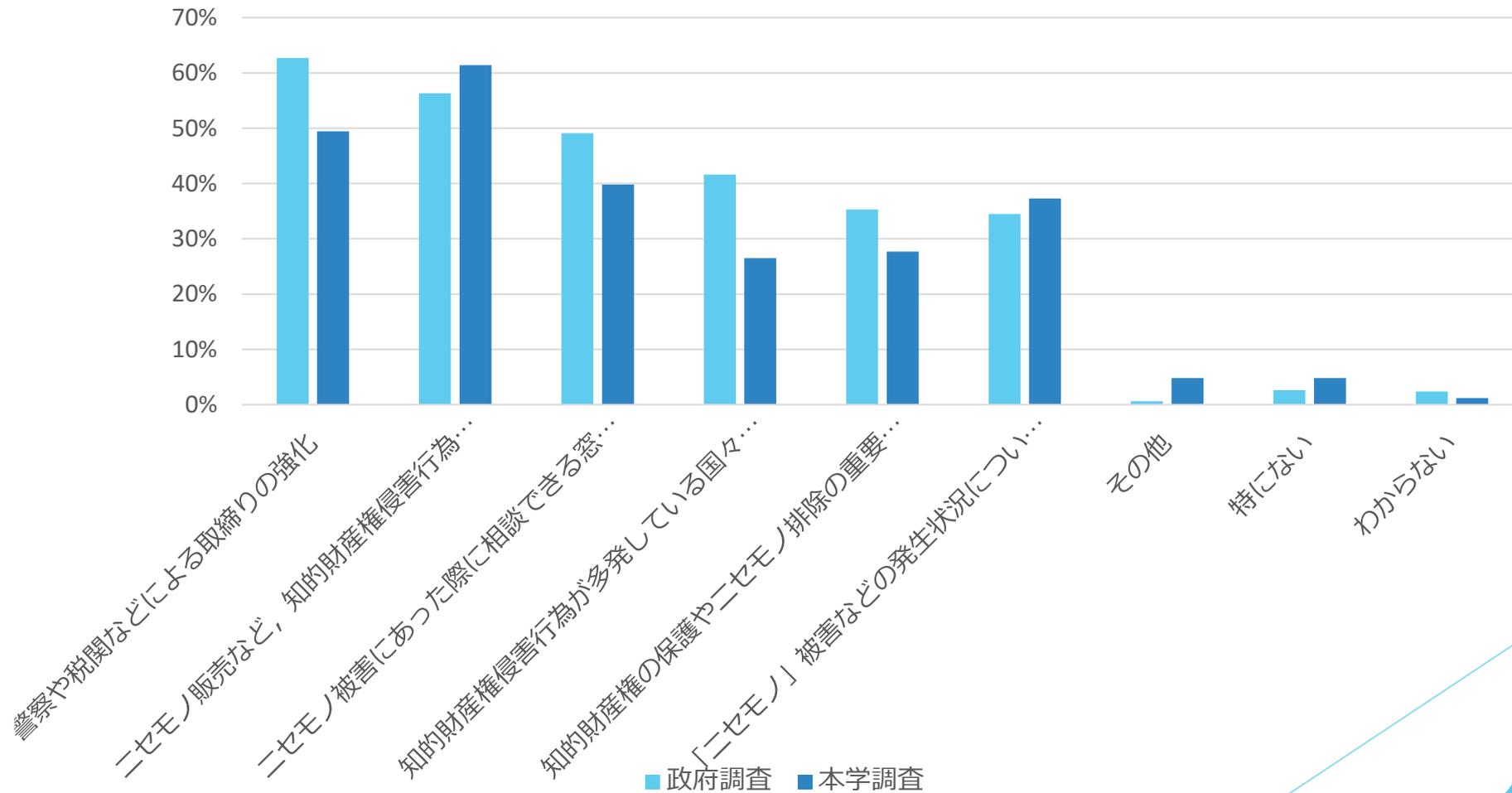
許諾なくコンテンツの公開・共有 の違法性認知



違法ダウンロードの犯罪性認知



ニセモノ被害撲滅への取り組み



考察

- ▶ 「ニセモノ」購入の見聞きや購入についての認識は本学生は国民一般と同等であり、学習内容の範囲外であることが原因である。
- ▶ 高等学校での著作権教育により、なりすましサイト・許諾なくコンテンツの公開・共有の違法性認知、違法ダウンロードの犯罪性認知が定着していることが明らかになった。
- ▶ 大学教育では学習状況の差異を考慮しながらも、より具体的な内容の充実が必要である。



まとめ

国は国民が広くて知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする」

（知的財産基本法第21条）を実現するためには、著作権教育の中高接続・高大接続の体制構築が必要である。



ご清聴ありがとうございました。

- ▶ ご意見、ご感想などありましたら下記メールアドレス世良までお願いいたします。
- ▶ sera.kiyoshi@nagoya-bunri.ac.jp

